

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	総合政策部 企画戦略課
------	-------------

事案番号	11705
実施事案名	第6次松山市総合計画後期基本計画（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>総合計画は、目指すべき将来都市像やまちづくりの理念、基本目標などを定めた市の最上位に位置付けられる計画です。松山市では、平成25年3月に第6次松山市総合計画を策定し、将来都市像「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」の実現に向けて、一人でも多くの方が笑顔になり、幸せを実感できるまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>第6次松山市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、それぞれの計画期間は10年、5年、3年です。このうち、基本構想を実現するための具体的な施策を示す「基本計画」が平成29年度末で前期計画期間を終了することから、平成30年度から5箇年度の具体的な施策を示すため、後期基本計画を策定します。</p>
策定根拠となる法令等	松山市総合計画策定条例第5条
政策等の案の関係資料	第6次松山市総合計画後期基本計画（案） （参考資料）第6次松山市総合計画後期基本計画（概要）

★意見提出期間が30日未満となった理由

--